**津山市スマートシティ構想策定支援業務　仕様書**

**１．業務の目的・概要**

本市では、デジタル技術等を活用し、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変革への対応を進め、住民が安全で安心して暮らすことができ、豊かさを実感できる社会の推進を図るために、「津山市デジタル社会の推進に向けた取組方針」（令和３年３月）（以下「取組方針」という。）を定め、取組を進めている。

国は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和３年１２月）において、今後、社会や経済全体が不可逆な流れとしてデジタル化へと移行する中、交通、商業、ビジネス、医療、エネルギー、行政手続等のあらゆる都市機能自体をデジタルに対応した形に大きく転換していくことが不可欠であるとしている。こうした中、本市においても、住民一人ひとりに寄り添ったサービスの提供を通じてWell-Beingの向上を図るためのスマートシティの実現を目指した取組を推進していく事が求められている。

本事業の目的は、本市が目指す「スマートシティ」の構築に向け、取組の基本となる「スマートシティ構想」の策定を支援することを目的とする。

**２．業務の範囲と調達内容**

（共通）

　　業務の範囲は、次に記載する業務とし、いずれの業務にも、新型コロナウィルス感染症による社会情勢や生活様式、人々の価値観の変化等を加味した視点で提案する。

１　先進事例調査

スマートシティにおける国内・国外の潮流や最新の情報のほか、昨今の技術革新を勘案した将来の見込みに基づき、本市のスマートシティの構築において参考にすべき事例を調査し、とりまとめる作業について、専門的知見から助言、提案を行うとともに、必要に応じ関連する資料の提供等を行うこと。

２　本市の現状と課題の整理・検討

　本市の経年変化の状況を捉えつつ、現状と課題をマクロ的に抽出・整理し、人口推計を含む今後の将来予測や社会情勢等を勘案した上で、スマートシティの必要性と本構想策定の目的を整理・検討する作業について、専門的知見から助言、提案を行うとともに、必要に応じ、関連する資料の提供等を行うこと。

３　構想全体のデザインの整理・検討

　本構想に盛り込むべき内容の章立て、今後複数年を見据えた大局的な事業工程のほか、適切な有効年限や見直しの時期などの構想全体のデザインや推進体制を整理・検討する作業について、専門的知見から助言、提案を行うとともに、必要に応じ、関連する資料の提供等を行うこと。

　なお、デザインについてはスマートシティの考え方やテクノロジーが日々進化することを前提とし、将来の可変要素を最大限考慮した粒度での助言・提案とすること。

４　基本方針の整理・検討

本構想策定の前段として、本市が策定している取組方針、取組方針個別実行計画や現在実施している事業との整合を図る作業について、専門的知見から助言、提案を行うとともに、必要に応じ、関連する資料の提供等を行うこと。

５　施策体系の整理・検討

　既存の政策体系をもとに、スマートシティの視点で施策体系を再編するとともに、本構想の策定工程と並行し、既に庁内関連課が実施しているスマートシティに紐づく要素を持つ各事業について、本構想への位置づけ、関係性を整理する作業について、専門的見地から助言、提案を行うとともに、必要に応じ、関連する資料の提供等を行うこと。

６　課題解決につながるテクノロジーの導入の可能性の検討・提案

　庁内各課からのヒアリング等を通じ本市の課題の深堀を行い、複数分野に渡る複層的な課題解決に向けた手法を検討するとともに、これに資する都市ＯＳの整備やテクノロジー導入の可能性を検討し、提案すること。なお、検討する分野数については、取組方針にある４つの取組方針と基盤整備に対応して各１分野以上とする。

７　協議会等の運営補助

　本業務を通じて策定する構想については、住民等の利害関係者との合意形成を図るための協議会、シンポジウム、意見交換会等（以下「協議会等」という。）において適宜検討や意見聴取を行う予定としている。協議会等開催時には、協議会へ出席し、様々な意見から住民ニーズを的確に把握し、専門的知見から構想、策定に係る助言、提案を行うとともに、必要に応じ、関連する資料の提供等を行うこと。

８　構想原案とりまとめ支援

以下の内容を含む構想原案のとりまとめを支援すること。なお、構想は現時点では概ね１０年を想定する。（ただし、今後の議論の中でその範囲について修正されることも想定される。）

・社会情勢、国・県の動向

・本市の現状

・津山市のスマートシティ構想将来ビジョン

・将来ビジョンの実現に向けた「津山市版スマートシティ」の定義及びコンセプト

・将来ビジョンの実現に向けてスマートシティとして取り組むべき課題や方向性

・事業領域、重点領域

・推進体制

・ロードマップ

**３．プロジェクトの運営**

１　受託者の体制

業務の推進にあたり、受託者が行う業務・支援の実施に必要な体制を配置し、体制表にて提示すること。（様式２）業務を進める中で、体制に追加や変更があった場合は、直ちに新しい体制表を提出すること。

　２　プロジェクトの運営

事業の進捗状況を、担当部署との会議等を通じて報告すること。また、進捗報告及びその他の打ち合わせ会議については、議事録を作成し、会議終了後、速やかに提出すること。

**４．成果品**

本業務において納品する書類については次のとおりとし、詳細については契約時に発注者と協議の上決定するものとする。

(1) スマートシティ構想：表紙及び本文ともにカラー印刷、A4判、ファイル綴じ、両面印刷、2部

(2) 業務報告書：A4判・ファイル綴じ・２部（スマートシティ構想を含む本業務で作成したすべての資料を整理してとりまとめたもの）

(3) 上記成果物の電子データ
CD-R 等：２部（２部（正副）とも業務報告書に綴じ込み）
データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word，MS-Excel，MS-PowerPoint等）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真等）、根拠資料等一式を納入するものとする。データは整理して Windows 対応の電子媒体（CD-R 等）に格納するものとする。

**５．資料の貸与等**

(1) 発注者は業務の履行に当たり、必要に応じて、保有する資料（対象の図面等）を提供するものとする。

(2) 受注者は業務の遂行に当たり、発注者が貸与する資料等を、受注者の責任において管理し、その取扱いには十分注意するものとする。また、業務終了後は速やかに返却するものとする。

**６．注意事項**

(1) 資料の作成にあたっては、他の行政計画等を踏まえて作業を行うこと。なお、既往の計画の整理に留まらず、社会情勢、新たな技術、国・県の動向等について積極的に調査、把握し、作業を行うこと。また、本構想が住民をはじめ多くのステークホルダー等へ周知、共有されることを踏まえ、平易な文章作成を心がけるとともに、適切な図表等を用いることにより、伝わることに重点を置いたデザインとすること。

(2) 受注者は、津山市個人情報保護条例（平成１５年３月条例第２号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務委託の処理を行うために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、業務終了後も同様とする。

(3) 業務の遂行に当たり、必要な消耗品、交通費、関係者の派遣等に要する費用については、受注者の負担とする。

(4) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、逐次発注者と連絡調整を行わなければならない。

(5) 業務完了後、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

(6) 受注者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(7) 成果品及び業務の履行のために必要な書類は、カラーで作成するとともに、濃淡の調整やハッチング等を用いるなど、白黒で複写した際にも分かりやすい表現となるよう留意すること。

(8) 作成した資料においては、引用元や出典を明記し、業務報告書やそのバックデータについては、計算過程も明記すること。

(9) 成果品の所有権、著作権、利用権は発注者に帰属するものとする。

(10) 業務において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイル及び成果品については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施すること。

(11) 業務完了の14日前までを目途に、受注者における照査を経た業務報告書等の案について、発注者の確認を得ること。

(12) 業務完了時には、成果品の確認を受けるものとする。これに当たっては原則として受注者の業務における責任者が立ち会うものとする。なお、訂正等が必要な箇所が確認された場合は、受注者は、直ちに訂正等を行った上で、再度、確認を受けるものとする。

(13) 新型コロナウィルスの影響により、発注者が本業務の中止を決定し、受注者に対して、その旨を通知した場合には、契約に基づく業務の履行を直ちに中止し、必要に応じて原状回復をするものとする。また、契約金額の定めにかかわらず、業務中止後は発注者及び受注者双方で協議の上、発注者は、受注者が中止するまでに履行した業務に要した費用及び原状回復に要した費用のみを支払うものとする。

**７．その他の事項**

仕様書及び仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。